

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名 (愛称)	やましん子育て応援定期預金 (愛称) ANGEL PLUS ONE
2. 販売対象	個人：預入時点において、18歳未満のお子様が3人以上おられる世帯の方。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式…1年ものに限ります。 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続のみ)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入(スーパー定期預金に限ります。) ・100円以上(総合口座の場合は、1万円以上)1世帯当り最高300万円まで。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示利率に0.3%付加した金利を満期日まで適用します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優の利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保にすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率により計算した期限前解約利息を支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(顧客サポート管理統括部署)(9時～17時、電話：0744-42-9001)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 奈良弁護士会(電話：0742-22-2035)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、奈良県消費生活センター(電話：0742-26-0931)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部(顧客サポート管理統括部署)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一番下から3番目のお子様が18歳となる生年月日の前日が、最長金利優遇預入期限となります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。